

平成20年度 体育の日の行事(健康・体づくり強調月間)

問い合わせ スポーツ・青少年課 ☎22-7910/FAX22-1633(〒659-0072 川西町15-3)

- 10月7日(火)**

【芦屋市民ベタング交流大会】 初心者大歓迎  
 ■時間 午後1時～5時 ■会場 川西運動場 ■内容 ベタング競技の説明と練習 / 交流大会  
 ■対象 市民 ■申し込み 当日会場で ■問い合わせ ベタング協会・西野( 22-4394)
- 10月9日(木)**

【芦屋市長杯 グラウンド・ゴルフ交流大会】 初心者可  
 ■時間 正午～午後4時 ■会場 中央公園芝生広場 ■内容 市長杯の争奪戦。初心者には、用具を貸し出し ■対象 市民100人 ■申し込み 9月30日(火)までに、氏名・年齢・住所・電話・ファクスを明記し、右記へ ■問い合わせ グラウンド・ゴルフ協会・大嶋 ( /FAX23-1096)
- 10月11日(土)**

【新体力テスト測定会&健康・体づくり相談】  
 ■時間 午後1時～2時30分 午後3時～4時30分 ■会場 体育館・青少年センター競技場  
 ■対象 満6歳～満79歳の市民 各先着50人 ■申し込み 10月7日(火)までに、所定の申込用紙かはがきて、氏名・年齢・住所・電話・ファクスを明記し、右記へ ■問い合わせ スポーツ・青少年課へ

- 10月12日(日)**

【バドミントン体験交流会】  
 ■時間 午前9時～正午 ■会場 体育館・青少年センター競技場 ■対象 小学生以上の市内在住・在学・在勤者 ■費用 300円(シャトル代ほか) ■持ち物 体育館シューズ ■申し込み 当日会場へ ■問い合わせ バドミントン協会・國廣 (35-5355)

【少林寺拳法の護身術教室と演武大会】  
 ■時間 午前9時～午後5時 護身術教室・午後1時～ ■会場 体育館・青少年センター柔・剣道場 ■対象 市民 ■申し込み 当日会場へ ■問い合わせ 少林寺拳法協会・村田 (090-6909-6790)

【市民ソフトバレーボールの集い】  
 ■時間 正午～午後5時 ■会場 体育館・青少年センター競技場 ■対象 小学生以上の市内在住・在学・在勤者 ■費用 1チーム500円(小・中・高生は無料) ■申し込み 9月30日(火)までに、氏名・年齢・住所・電話番号を明記しファクスで右記へ ■問い合わせ バレーボール協会・原田 ( /FAX31-8666)

【楽しもう! 家族でスポーツ遊び!】  
 ■時間・会場 午前10時～正午・若園小学校体育館 午後1時30分～3時30分・宮川小学校体育館  
 ■対象 小学1～3年生と保護者(児童のみ可) ■申し込み 当日会場へ ■問い合わせ スポーツ・青少年課へ
- 10月13日(月)・体育の日**

【市民ハイキング】  
 ■時間 午前8時30分～午後4時<雨天決行> ■集合 阪急芦屋川駅北側広場 ■行き先 会下山・東おたふく山ほか(約12km) ■対象 市民(小学生は保護者同伴) ■費用 400円 ■持ち物 弁当・水筒 ■申し込み 当日集合場所へ ■問い合わせ 登山協会・相塚 (32-0628)

【楽しみましょう 卓球を!】  
 ■時間 午前9時～正午 ■会場 体育館・青少年センター競技場 ■対象 市民・卓球協会会員 ■申し込み 当日会場へ ■問い合わせ 卓球協会・浜野 (23-6788)

【レッツエンジョイテニス キッズ&ジュニアレッスン】  
 ■時間 午前9時～正午 ■会場 芦屋公園テニスコート ■対象 内容 4歳以上～小学2年生・スポンジボール使用 小学3年生～高校生ノーマルボール使用 ■費用 300円 500円  
 ■申し込み 10月3日(金)までに、氏名・年齢・住所・電話番号を明記し、ファクスか所定の申込用紙で右記へ ■問い合わせ テニス協会 (22-3852/FAX22-7634)

【キッズサッカー】  
 ■時間 午前9時～午後5時 ■会場 中央公園芝生広場 ■対象 6歳以下の幼児(保護者同伴) ■申し込み 当日会場へ ■問い合わせ サッカー協会・李 (63-6843)

【学童野球大会】  
 ■時間 午前9時～午後5時 ■会場 中央公園野球場 ■対象 市内小学生チーム ■内容 市内学童チームトーナメント戦 ■申し込み 9月30日(火)までに、チーム代表者氏名・年齢・住所・電話番号を明記し、ファクスで右記へ ■問い合わせ 野球協会・中野 ( /FAX078-412-2787)

【ゴルフ ワンポイントレッスン】  
 ■時間 午後1時～4時 ■会場 芦屋カンツリー倶楽部 ■内容 日本プロゴルフ協会公認インストラクターの指導によるワンポイントレッスン ■対象 市民先着16人 ■申し込み 10月1日(水)までの平日・執務時間内に電話で右記へ ■問い合わせ スポーツ・青少年課

秋の全国交通安全運動 9月21日▶30日

問い合わせ 防災安全課 ☎38-2093  
 9月21日から30日の間、次の重点項目を定め、「秋の全国交通安全運動」を実施します。  
 この運動を通して、市民一人一人が交通安全意識の向上を図り、より一層の交通事故防止を心がけましょう。

- 【重点項目】  
 児童・幼児も自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。全ての座席のシートベルトと、チャイルドシートは、正しく着用しましょう。飲酒運転はしない。させない。



7月から「兵庫県道路交通法施行細則」が変わっています  
 自転車の禁止行為・違反に罰金

問い合わせ 芦屋警察署交運課 ☎23-0110

7月1日から「兵庫県道路交通法施行細則」の一部が改正され、自転車の運転などについての規定が変わりました。次の行為が禁止されるとともに、罰金が設定されました。

- タンDEM自転車が公道で利用できます  
 大人が2人乗りすることもできます。  
 タンDEM自転車は、歩道での通行はできません。
- 自転車を運転しているときの、携帯電話の使用を禁止します  
 「傘を差し、物を担ぎ、もしくは物を持つなど視野を妨げ、または安定を失つおそれのある方法で、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車または自転車運転しないこと(第9条10)」自転車運転するときは、携帯電話を使用しないこと。ただし、携帯電話を手で保持することなく、かつ、その映像面を注視することなく使用することができる場合は、この限りでない(第9条11)



- 安全な運転に支障を及ぼす音での音楽等の聴取を禁止します  
 「安全な運転に必要な音声を聞き取ることが不可能または著しく困難な程度の音量で、音楽等を聴取しないこと」(第9条12)  
 安全な運転に必要な周囲の音声が聞こえない程度の音量で、カーラジオ等を聞いたり、ヘッドホンやイヤホン等を使用してはけません。  
 違反した場合は、道路交通法の規定により5万円以下の罰金に処せられます。



新版「芦屋市ガイドマップ」を差し上げます

新版「芦屋市ガイドマップ」を発行しました。全市の市街図のほか、市章の由来、市の木・市の花の紹介、市内の主な施設の住所・電話番号案内、窓口案内、また芦屋市の歴史や見て歩きマップなどを掲載しています。

ご希望の市民の皆さん1人につき1部を、市役所北館1階行政情報コーナー、ラポルテ市民サービスコーナーで差し上げます。  
 \*印刷部数に限りがありますので、複数部数が必要なたは、広報課へご相談ください。

問い合わせ 広報課 ☎38-2006

地方独立行政法人化  
 「病院トーク」  
 概要を報告します



- 【患者数が減少しているが、今後どのような対策を考えているのか、また、六十四億円の累積欠損金はどのように解消するのか、】  
 芦屋病院の現状は、全国的に75%の自治体病院が赤字だといわれている。その理由として、診療報酬減額や医師数問題について書かれているが、その原因を作った国に対して、市の対応はどうなのか。  
 国の政策で各病院は悲鳴を上げているのは事実ですが、「ここが悪い」、「誰が悪い」より、目の前の患者を第一に考え、与えられた環境の中で「どう経営する」ということが重要であり、使命であると考えています。
- 【国に対しては、県や全国の市長会、病院協議会などを通じて、市としての要望を出しています。】  
 今よりたくさんの方が利用されていたころは、十分な医師数に加え、「芦屋病院に行けば大丈夫だ」という信頼のもとに運営されていきましたので、現在、もう一度そういった信頼を得る取り組みを行っていきます。医師の確保についても大学の医局へ頻繁にお願いしたり、これまであまり実施しなかった公募による医師の確保も今般取り組みを進めていくので、医師の確保ができていくと思いますし、今年度中はすでに外科医一人に加えて二人の医師の確保が予定できています。  
 六十四億円の累積欠損金は、現金を準備して返済する必要はありません。貸借対照表にならなくなり、純資産として五十七億円が計上されていますので、これで大部分は相殺できることになっています。さらに、資産につきましては、法律に基づき時価評価することができ、赤字からのスタートという心配はありません。
- 【地方独立行政法人化後、議決事項等】  
 地方独立行政法人に移行すると、議会のチェックはどうなるのか。  
 地方独立行政法人化後も議決事項として、地方独立行政法人の定款の制定変更、中期目標の設定・変更、中期計画の認可、重要な財産の処分、法人の解散に関すること、また議会への報告事項として、年度計画、各事業年度の業務の実績報告書、中期目標に係る事業報告書(中期目標に係る評価結果報告書)に対してチェックできます。
- 【地方独立行政法人化することによって、病院はどのように変わるのか?】  
 慢性な勤務医不足、社会保障(医療)費の抑制化など、今、地域医療は非常に厳しい環境に置かれています。これらの向かい風に負けず、市民の皆さんの信頼を維持するためには、地域医療の現場はこうした困難を乗り越える必要があります。その最善の方法が「地方独立行政法人(非公務員型)」化だと言われています。市は、昨年10月この運営方法により地域医療を守ることを選択し、準備を進めてきました。



- 【患者数が減少しているが、今後どのような対策を考えているのか、また、六十四億円の累積欠損金はどのように解消するのか、】  
 芦屋病院の現状は、全国的に75%の自治体病院が赤字だといわれている。その理由として、診療報酬減額や医師数問題について書かれているが、その原因を作った国に対して、市の対応はどうなのか。  
 国の政策で各病院は悲鳴を上げているのは事実ですが、「ここが悪い」、「誰が悪い」より、目の前の患者を第一に考え、与えられた環境の中で「どう経営する」ということが重要であり、使命であると考えています。
- 【国に対しては、県や全国の市長会、病院協議会などを通じて、市としての要望を出しています。】  
 今よりたくさんの方が利用されていたころは、十分な医師数に加え、「芦屋病院に行けば大丈夫だ」という信頼のもとに運営されていきましたので、現在、もう一度そういった信頼を得る取り組みを行っていきます。医師の確保についても大学の医局へ頻繁にお願いしたり、これまであまり実施しなかった公募による医師の確保も今般取り組みを進めていくので、医師の確保ができていくと思いますし、今年度中はすでに外科医一人に加えて二人の医師の確保が予定できています。  
 六十四億円の累積欠損金は、現金を準備して返済する必要はありません。貸借対照表にならなくなり、純資産として五十七億円が計上されていますので、これで大部分は相殺できることになっています。さらに、資産につきましては、法律に基づき時価評価することができ、赤字からのスタートという心配はありません。
- 【地方独立行政法人化することによって、病院はどのように変わるのか?】  
 慢性な勤務医不足、社会保障(医療)費の抑制化など、今、地域医療は非常に厳しい環境に置かれています。これらの向かい風に負けず、市民の皆さんの信頼を維持するためには、地域医療の現場はこうした困難を乗り越える必要があります。その最善の方法が「地方独立行政法人(非公務員型)」化だと言われています。市は、昨年10月この運営方法により地域医療を守ることを選択し、準備を進めてきました。

病院の建て替えをなぜ今行おうのか?

【安全な運転に支障を及ぼす音での音楽等の聴取を禁止します】  
 「安全な運転に必要な音声を聞き取ることが不可能または著しく困難な程度の音量で、音楽等を聴取しないこと」(第9条12)  
 安全な運転に必要な周囲の音声が聞こえない程度の音量で、カーラジオ等を聞いたり、ヘッドホンやイヤホン等を使用してはけません。  
 違反した場合は、道路交通法の規定により5万円以下の罰金に処せられます。

【地方独立行政法人化することによって、病院はどのように変わるのか?】  
 慢性な勤務医不足、社会保障(医療)費の抑制化など、今、地域医療は非常に厳しい環境に置かれています。これらの向かい風に負けず、市民の皆さんの信頼を維持するためには、地域医療の現場はこうした困難を乗り越える必要があります。その最善の方法が「地方独立行政法人(非公務員型)」化だと言われています。市は、昨年10月この運営方法により地域医療を守ることを選択し、準備を進めてきました。

【地方独立行政法人化することによって、病院はどのように変わるのか?】  
 慢性な勤務医不足、社会保障(医療)費の抑制化など、今、地域医療は非常に厳しい環境に置かれています。これらの向かい風に負けず、市民の皆さんの信頼を維持するためには、地域医療の現場はこうした困難を乗り越える必要があります。その最善の方法が「地方独立行政法人(非公務員型)」化だと言われています。市は、昨年10月この運営方法により地域医療を守ることを選択し、準備を進めてきました。

地方独立行政法人化することによって、病院はどのように変わるのか?

【地方独立行政法人化することによって、病院はどのように変わるのか?】  
 慢性な勤務医不足、社会保障(医療)費の抑制化など、今、地域医療は非常に厳しい環境に置かれています。これらの向かい風に負けず、市民の皆さんの信頼を維持するためには、地域医療の現場はこうした困難を乗り越える必要があります。その最善の方法が「地方独立行政法人(非公務員型)」化だと言われています。市は、昨年10月この運営方法により地域医療を守ることを選択し、準備を進めてきました。

【地方独立行政法人化することによって、病院はどのように変わるのか?】  
 慢性な勤務医不足、社会保障(医療)費の抑制化など、今、地域医療は非常に厳しい環境に置かれています。これらの向かい風に負けず、市民の皆さんの信頼を維持するためには、地域医療の現場はこうした困難を乗り越える必要があります。その最善の方法が「地方独立行政法人(非公務員型)」化だと言われています。市は、昨年10月この運営方法により地域医療を守ることを選択し、準備を進めてきました。

地方独立行政法人化について

慢性な勤務医不足、社会保障(医療)費の抑制化など、今、地域医療は非常に厳しい環境に置かれています。これらの向かい風に負けず、市民の皆さんの信頼を維持するためには、地域医療の現場はこうした困難を乗り越える必要があります。その最善の方法が「地方独立行政法人(非公務員型)」化だと言われています。市は、昨年10月この運営方法により地域医療を守ることを選択し、準備を進めてきました。

【何が良くなるのか?】  
 最新の医療を取り巻く環境(医療報酬の改訂等)に、即座に対応できます。従来は、地方公務員法上の職員定数などの制約がありましたが、地方独立行政法人化により、職員は非公務員となり、医師や看護師、技師等の専門職の柔軟な雇用が可能となり、医療体制の構築が図れます。また、診療機能の向上に資する多くの仕掛けができます。

※芦屋病院ホームページ(http://www.ashiya-hosp.com/dokuritsu/)から、一部引用しました。詳細は、芦屋病院ホームページをご覧ください。